

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、翌日が休日には、
(當たる翌日)

売員

八 技術員をもつて充てる職

技師補・レントゲン士・理療士・車庫長・車庫主任・自動車整備士
・運転士・交換室長・交換手・印刷技手・技工・畜産技
手・繊檢技手・道路技手・マイラ改七・調理士・調理員・農業技手・

医療助手・検査助手

別表第九号を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

目 次

◆規 則

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

◆訓 令 職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

規 則

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年六月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則 (昭和三十二年十月鳥取県規則第四十

六号) の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「運送手」を「運転士」に改める。

別表第一の二の「調理士」を「調理員」に改める。

別表第二の表及ぶ別表第三の表中「守衛長」を「守衛室長」に、「運

転手」を「運転手」に、「監査手」を「繊檢技手」に、「道路手」を「道路

技手」に改め、

「監査手」を削り、「常農夫」を「農業技手」に、

「炊事夫」を「調理員」に、「看護助手」を「医療助手」に改める。
別表第四の備考中「運転手」を「運転士」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第二号

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十二年六月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

職員の任免発令規程（昭和三十九年二月鳥取県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表の第一の中
員、技術員及び技術員
び技能労務を
「事務員及び技術員」
に改める。

附 則

この訓令は、昭和四十二年六月一日から施行する。